

東京都社会保険労務士会 オンライン研修受講規約

(目的)

第1条 本規約は、東京都社会保険労務士会（以下「本会」という。）研修会受講規約第13条に基づき、本会が実施するオンライン研修に関し必要な事項を定めたものである。

(用語の定義)

第2条 この規約において使用する用語は、次の各号に定める意味で使用する。

(1) オンライン研修

本会が研修会につき動画配信サービス事業者において運営するプラットフォーム機能を介して提供するライブ配信サービスまたはeラーニング配信サービス

(2) ライブ配信サービス

本会が受講者に対し電気通信回線を通じてライブで動画を配信するサービス

(3) eラーニング配信サービス

本会が受講者に対し電気通信回線を通じて期間を限定して動画を配信するサービス

(4) 動画配信サービス事業者

ライブ配信サービスまたはeラーニング配信サービスを実施する事業者

(5) プラットフォーム機能

ハードウェア、ソフトウェア、ならびに、人によるオペレーションによって実現される動画管理、動画配信および受講管理を一括する動画配信サービスにおける基本機能

(6) コンテンツ

本会がオンライン研修において提供する研修等の動画その他の本サービス上で提供する映像、画像、音楽、音声、コミュニケーション、ソフトウェア、その他の情報の総称

(オンライン研修受講可能端末の維持管理等)

第3条 オンライン研修を受講するために必要な機器類（利用端末を含む）、ソフトウェアおよびIP通信網の利用に必要な契約の締結等、各種の準備行為およびそれらの維持管理は、受講者自らの負担と責任において行うものとし、本会はこれに一切関与しない。

(本サービスの配信)

第4条 オンライン研修は、本会が必要と判断し、かつ、講師が承諾した研修会について行うものであり、eラーニング配信サービスの公開期間等については、研修ごとに本会が決定し受講者に対して案内する。なお、ライブ配信サービスについては指定され

- た時間のみの公開とし、その補講措置は行わない。
2. コンテンツ中、字幕サービスの提供は行わない。
 3. オンライン研修はストリーミング方式で提供する。

(禁止事項)

第5条 本会研修会受講規約第10条の各号で定める行為に加え、本サービスの内容を不特定又は多数人に視聴させる行為を自らまたは第三者を通じて行ってはならない。

(不保証及び免責)

- 第6条 本会は、オンライン研修において提供するコンテンツに関し、その完全性、正確性、確実性、有用性、目的適合性、満足性、コンピュータウイルスを含まないこと、受講者の機器類（コンピュータを含む。）、ソフトウェア及び接続回線等の設備に損害を与えないこと等につき、いかなる保証も行わない。
2. 本会は、天災事変、通信障害その他やむを得ない事由により、受講者に事前に通知することなく一時的に動画配信を中断することがある。当該中断による受講者の損害等につき一切の責任を負わない。
 3. 本会は、受講者のインターネット回線の状況、パソコン環境、その他理由のいかんを問わず、コンテンツの中断、速度低下、障害、停止、もしくは利用不能、または中止等の事態等が発生した場合も、それらに対し一切の責任を負わない。
 4. 受講者は、オンライン研修において、自らの判断と責任の下、言動、行動、活動、投稿、発言または発信等を行うものとし、本会は、オンライン研修に関連して受講者と第三者の間に生じた取引、連絡、および紛争等について一切の責任を負わない。
 5. 本会は、オンライン研修に関連して受講者に発生した損害について、東京都社会保険労務士会研修会受講規約及び本規約において明示的に定めた場合を除き一切責任を負わない。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和3年3月31日から施行し、令和2年9月4日から適用する。